

# 優良会員認定規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）の諸規程等に基づき物件取引を公平・公正に行う優良会員を認定することにより、依頼者の利益保護と不動産流通の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (審査及び選任)

第2条 優良会員の審査は総務財務委員会で行い、理事会で承認し、認定する。認定された優良会員は総会において公表する。

## (優良会員の基準)

第3条 優良会員は、次の基準に該当する会員に対して行う。

- ①(公社)沖縄県宅地建物取引業協会(以下、協会という)の苦情解決・研修業務所管委員会において指導歴がないこと。
- ②協会の法定研修会、地域研修会、実務研修会、その他研修会等に80%以上の出席率があること。
- ③媒介登録における登録義務違反がないこと。
- ④各種規程違反がないこと。(囲い込み・抜き行為等)
- ⑤協会関連団体の会費未納が無い。
- ⑥全宅連の不動産キャリアパーソンを受講し、合格していること。

## (優良会員の義務)

第4条 優良会員に認定された会員は、本流通機構が開催する優良会員認定研修会を受講し、指定された「誓約書」を提出しなければならない。

## (ホームページ掲載)

第5条 優良会員は、一般公開サイト「ちゅらさん家」ホームページに掲載する。

## (優良会員の資格喪失)

第6条 第3条の優良会員の基準に満たない会員、又は誓約書に違反行為した場合は資格を喪失する。

2 資格喪失した会員はその後3年間は認定できないものとする。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

1 この規程は、平成28年2月12日開催の理事会より施行する。

(一社) 沖縄県不動産流通機構  
会 長 小橋川 共順 殿

## 誓約書

弊社は、この度優良会員に登録するにあたり、宅地建物取引業法、(公社) 西日本不動産流通機構諸規程、(一社) 沖縄県不動産流通機構諸規程、その他諸法令等を遵守し、公平、公正な適正取引を行うことを、誓約致します。

以下の基準を厳守することを、ここに誓約するとともに、万が一違反した場合は、優良会員登録を抹消され機構ホームページより削除されることに異議を申しません。

### 記

(優良会員基準)

- ① (公社) 沖縄県宅地建物取引業協会 (以下、協会という) の苦情解決・研修業務所管委員会において指導歴がないこと。
- ② 協会の法定研修会、地域研修会、実務研修会、その他研修会等に 80% 以上の出席率があること。
- ③ 媒介登録における登録義務違反がないこと。
- ④ 各種規程違反がないこと。(囲い込み・抜き行為等)
- ⑤ 協会関連団体の会費未納が無い。
- ⑥ 全宅連の不動産キャリアパーソンを受講し、合格していること。

平成 年 月 日

免許番号 国土交通大臣・沖縄県知事免許 ( ) 号  
住 所  
商 号  
代表者氏名 印